

2007年1月31日

蒼天社政治情報センター
代表・石川 鐵也 様

1月28日付「公開論議書」をいただきました。すでに議論する必要がなくなった項目が幾つもできてきていますが、従来と同様、石川さんが示されている項目ごとにお答えします。

1. この項目については、それ以上の説明ができないほど前回の回答で明確にお答えしてあります。繰り返しになっていささかうんざりですが、再度書きます。私自身は現在の日本の国の政策が一部の利害関係者だけで作られており、誤っていると主張しています。そして、それが改善され、まともな議論ができるようになるのであれば、政策立案作業に参加してもいいと表明しています。ただし、そのようになることはもともと期待薄ですし、政策立案作業に喜んで参加するわけではないことも明確に書いています。再度、私とのやり取りを読み返してください。それでもなお石川さんには理解できないというのであれば、仕方ありません。どちらの主張に理があるか、後は読者に判断してもらいましょう。

2. この項目もすでに前回の回答で私の立場を明確に書いています。石川さんは高レベル廃物埋捨の公募に応募することで、国が秘密にしている情報を公開させるべきと主張されてきましたが、私は間違っても、石川さんが言うような選択はしません。

これまで原子力発電所、再処理工場など原子力関連施設の立地は財政的に疲弊させられた地方がカネとの引き換えに押し付けられてきました。そして今進められようとしている高レベル放射性廃物処分場の立地も同じです。高レベル廃物埋捨に関してこれまで税金を使って得た情報は無条件に公表されるべきなのであって、公募に応じなければ公表しないなどということ自体が間違っているのです。それなのに、疲弊させられてきた地方自治体に公募に応じて情報を公開させようと呼びかけること自体が間違いです。そんなことすら石川さんが理解できないということであれば、私から言うことはありません。

なお、人形峠ウラン残土についての協定書が住民の強要によって結ばれたという石川さんの主張にも呆れました。石川さんも書いているとおり、そんなことは当事者である旧動燃すら言っていない。1988年8月に住民の私有地に旧動燃に責任のあるウラン残土が野ざらしで放置されていることが発覚して以来、住民たちは長い時間をかけ、粘り強く、自分達の土地から毒物を撤去するよう求めたのです。何度も何度も交渉が行われながら、それでも旧動燃がずるずると撤去を引き延ばし、2年もたった挙句

ようやくに結ばれた協定書です。協定書に署名された 1990 年 8 月 31 日は突然降って沸いたわけではなく、長い月日かけた交渉の中でのその日なのであって、協定書が「深夜に至る強要」で突然に結ばれたのではありません。

なお、協定書が公文書である以上、それが法的な効力を持つことは当然です。ただし、住民の闘い自体が挫けてしまう、あるいは地方自治体が財政の破綻のために拒否の姿勢を貫かなくなれば、そんな協定書は意味がなくなるのです。方面という小さな集落が、旧動燃や行政一体となった攻撃にもようやくに持ち堪えたが故に、協定書も生きただけなのであって、協定書があれば大丈夫だなどと言うことはありません。一番大切なことは、石川さんの言う「政府強権派」の策謀を入り口で撥ね退けることです。

3. この項目もすでに議論は尽きています。貧資源国日本がやるべきことはまずはエネルギー消費量を抑えること、そしてウランや化石燃料でないエネルギー源への転換です。そして、そうするためにはきちんとした政策的な支えと資金の投入が必要です。

4. この項目も議論が尽きています。何度も繰り返しますが、石川さんが「不安定な電源を主要電源にするわけにはいかない」(10月10日、1頁)と書かれてきたことに対して、私は「太陽光発電や風力発電を含め、いかなる発電方法にも固有の問題があることは当然です。しかし、事故があればいっせいに停止を余儀なくされる原発にもまた安定供給に問題があります。原子力は安定電源だなどという主張であれば、そもそも誤りです」(10月17日、1頁)と書きました。そして、2002年の東京電力のデータ改竄・隠蔽事件を契機に東京電力の全原発が停止に追い込まれた事実も書きましたし、米国スリーマイル島原発の事故を受けて日本の加圧水型炉がすべて停止に至ったことも書きました。

スリーマイル島原発の事故に関連して、石川さんは大飯1号炉を除いて、事故前から定期検査などで停止していたのであって、事故で停止したのではないと書かれて来ました。大飯1号を除いた加圧水型炉が3月28日には停止していたことは事実です。それは私が前回の回答につけた図にもすでに示されています。しかし、石川さんも認めているように、大飯1号炉はスリーマイル島原発と同じ加圧水型炉であったがために、運転開始直後であったにもかかわらず停止させられたのです。もちろん、大飯1号炉は他の原発が定期検査をしている間の電力供給源として期待され、「計画的」に運転を始めたのです。しかし、それすらが停止に追い込まれました。仮に、大飯1号炉以外の加圧水型炉が動いていたとしても、それらも同様停止させられたに決まっています。事故は米国で起きたのです。それも、日本の加圧水型炉がウェスチングハウス社製であり、事故を起こしたスリーマイル島原発はコンバッション・エンジニアリング社製で構造が異な

るなどと言いつつも、事故の重大性の故に停止せざるを得なかったのです。前回の回答にも書いたように、結局5月には日本にある8基の加圧水型炉がすべて停止する事態となり、1kWの電力も生みませんでした。その上、この期間の定期検査はいずれの原発でも通常の定期検査より長期にわたるものになり、7月、8月のピーク電力需要時に運転にこぎつけられたのは、7月は大飯1号炉1基だけ、8月の後半に入ってようやく3基（玄海1、伊方1、大飯1）にできたに過ぎません。何度も書いてきましたが、原子力発電は、それが抱える危険が歴大なため、別の原発で事故などが起きれば、たとえ違う国の原発であっても影響を受けるのです。こんなことは太陽光発電、風力発電では起こらないことで、原発には原発固有の問題があります。それでも石川さんは原発は「計画的」に停止するのだから「安定電源」だと主張し、もともと議論がかみ合っていない。

5. この項は反論の必要がすでにありません。同じようなことはすでに何度も石川さんにお答えしてきましたが、石川さんのお知り合いの新聞記者がどのように考えるかは、石川さんと私との議論に何の関係もありません。

6. この項目については、石川さんがようやく「終了しましょう」と書かれて来ました。私は今回の石川さんとの議論の中で、石川さんの生き方についてとやかく言ったことはありませんし、少しでも意味のある議論にするために議論そのものの集中して下さるよう度々求めてきました。一方、石川さんは私の生き方に対して度々注文をつけてきましたが、ようやく「終了」して下さるとのことで、是非そうして下さい。

7. この項目も私から見るとすでに議論が終わっています。「敦賀のタクシー運転手の人が原発の利益を受けている」と石川さんが書かれてきた「事実」を私は「事実」でないと言っているのではありません。ただし、そのような事実は「全体的な事実」のうちのほんのわずかな部分にしかすぎないと言っています。事実全体のほんの一部を占める事実だけを取って、電気を使わない過疎地に原発を建てるのが正当になるわけではないのです。

石川さんは石川さんの主張を熟読するように私に求めますし、逆に、私は石川さんに私の主張を熟読して欲しいと思います。ただ、そのような要求をお互いにしたところで無意味でしょうから、この件も、どちらの主張に理があるか読者の判断に任せましょう。

8. この項も、前回の回答に書いたとおりです。石川さんが議論をお望みならお相手しますし、もともと石川さんから「公開質問状」を頂いて始まった論争ですので、議論が続く限り公開を続けます。

9. 石川さんは前回の論議書で『核兵器を製造、保持しない』を憲法前文か第9条に書き加えるべき」と書かれて来ました。私はそれに対して、「核を廃絶するための最良の道は、個人の決意に頼るのではなく、その核=原子力の技術に手を出さない、そして核兵器の材料であるプルトニウムを抽出しないということです」とお答えしました。非核三原則の立法化に価値がないとは思いません。しかし、憲法すらが変えられようとしているとおり、世界の状況、国内の状況が変われば、法律は変わっていくものです。私はむしろ、核=原子力には手を染めないという手段の方がよほど力になると思います。たとえば、六ヶ所再処理工場が今年いよいよ本格操業に入ろうとしています。日本の国がそれを放棄するとの決断をすれば、世界の核を廃絶するために大変大きな貢献をするはずで

す。なお、今回石川さんは個人の省エネを勧めてきました。もちろん私も個人の省エネが意味がないと主張しているわけではありませんし、私自身も省エネに努めています。ただし、私の主張は石川さんが引用して下さっているように「日本の中で一番エネルギーを使っているのは産業分野ですし、次が運輸です。個人が家庭でどんなにがんばったところで、省エネの効果は知れています。だからこそ、社会のあり方、国土利用のあり方を変える必要があります」というものです。これ以上に説明が必要だとも思えないのですが、石川さんによると「大きな勘違い」に見えるようです。仕方ありませんので、この件に関連して「環境と人間」(木野茂編、東京教学社、2006)という本に書いた部分を下に引用しておきます。

家庭での節電は役に立つか

私たち一人ひとりが自らのエネルギー使用のあり方を考えることは大切である。また、家庭でのエネルギー使用の節約につとめることにも意味がある。しかし、図6に示したように、「民生」用として使っているエネルギーの割合はエネルギー消費全体の3割に満たない。その上、一口で「民生」用といっても半分以上はデパートやオフィスなどの業務用であり、各家庭で使用しているエネルギーはエネルギー消費全体の十三%でしかない。したがって、家庭でどんなにエネルギーを節約したところでその効果は大きくない。

ただし「運輸」のうち約半分は自家用車の寄与であるし、「産業」や「非エネルギー」(化学工業の原料)が使っているエネルギーの一部は商品として家庭に分け前が回ってくる。当然、私たち一人ひとりが浪費を抑えれば、「民生」として直接家庭で使っている以外にも効果がある。しかし、それでもなお、個々人のエネルギー使用を問題にする以上に、エネルギーを膨大に使ってしか成立しない社会構造、特に産業のあり方を変革することこそ大切である。一人ひとりの自覚が社会構造の変革に結びついた時にはじめて、エネルギー中毒社会から抜け出せる可能性が生まれる。

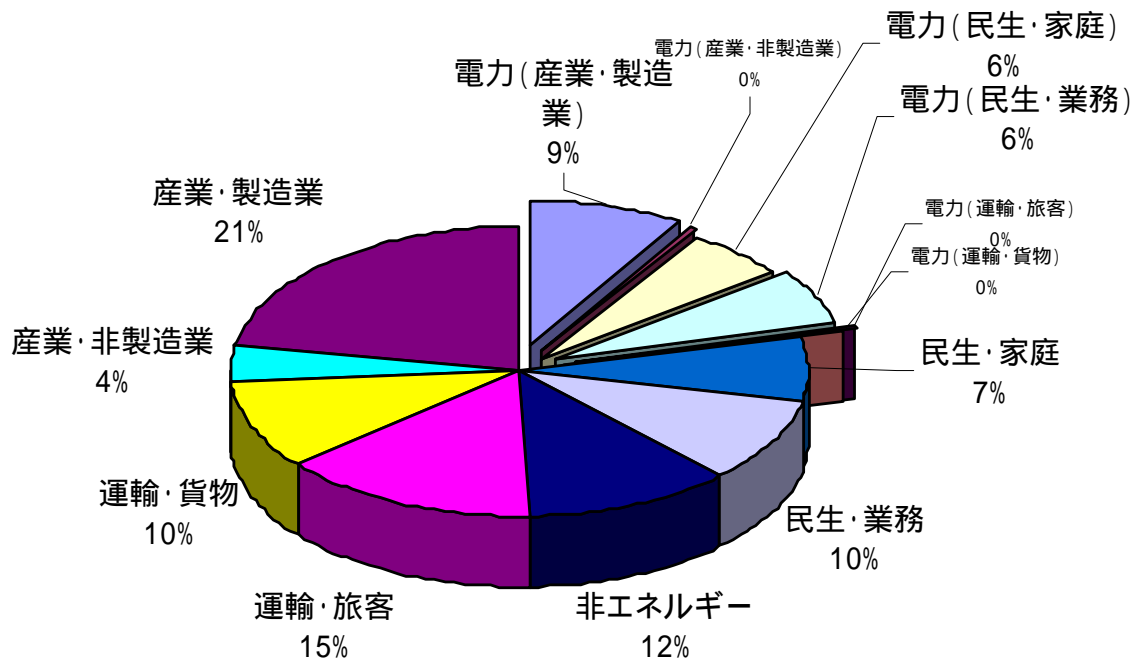


図6 最終エネルギー消費の分野別割合(2001年度)

10. この項では、石川さんが新しいことを書かれて来ましたので、お答えします。石川さんが引用した人形峠ウラン残土裁判の判決に書かれているように、ウラン鉱石およびウラン残土は「当該土地付近の地中に存したもの」です。それは本当です。そして、何が重要かといえ、ば、「地中」に存していたものを地上に引きずり出し、それを野ざらしで放置したということなのです。ウランは放射性物質であり、その半減期が45億年であるが故に永遠の毒物です。それが地底に眠ったままであれば、地上の生き物が被曝する恐れはなかったにもかかわらず、地底から引きずり出したうえに、野ざらしにしたという行為が悪いのです。

微量放射線の影響については、石川さんもお存知のはずと思いますが、ウラン残土訴訟で提出した私の8通の意見書で詳述しています。まだ、お読みいただいていなければ以下のURLに載せてありますので、お読み下さい。

<http://www.rri.kyoto-u.ac.jp/NSRG/genpatuindex.html>

この場で詳しく解説する必要はないはずですので、一言だけ書いておきます。微量放射線に被曝をしたからといって「すべてのものに影響が出る」のではありません。放射線被曝で生じる影響には、一方に、ある量(それを「しきい値」と呼びます)を超えて被曝すれば必ず影響が現れる「確定的影響」がありますし、その一方に、ガンや白血病、遺伝的な障害など、この分野の専門家が「確率的影響」と呼ぶ障害があります。その「確

率的影響」とは簡単に言えばくじ引きなのです。被曝の量が多ければ当たりくじの数が増えますし、量が少なくなれば当たりくじの数が減ります。しかし、くじに当たる確率がゼロになることはないのです。

方面の住民がウラン残土に被曝することで、確実に死んだり被害を受けたりするわけではありませんが、確率的影響を受けるくじの量が増えることは避けられません。

以上

大阪府泉南郡熊取町朝代西 2 丁目 1 0 1 0

京都大学 原子炉実験所

小出 裕章

phone: 072-451-2458 (fax 兼用)

fax : 072-452-8193 (fax 専用)

e-mail: koide@rri.kyoto-u.ac.jp

URL : <http://www.rri.kyoto-u.ac.jp/NSRG/index.html>